

子ども・子育て支援納付金について

令和7年度
第1回香川県国民健康保険運営協議会
資料4

こども未来戦略
こども家庭庁

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）のポイント

こども未来戦略＜加速化プラン＞に基づく給付等の拡充

1. ライフステージを通じた経済的支援の強化

◎は支援納付金充当事業

○ **児童手当の抜本的拡充** (◎) ⇒全てのこどもの育ちを支える基礎的な経済支援としての位置付けを明確化 [令和6年10月分から]

- ・ 所得制限を撤廃
 - ・ 高校生年代まで延長
 - ・ 第3子以降は3万円
- + 支給回数を年6回に

* 多子加算のカウント方法は、22歳年度末までの子で親等に経済的負担がある場合にはカウントするよう見直し

	3歳未満	3歳～高校生年代
第1子・第2子	月額1万5千円	月額1万円
第3子以降	月額3万円	

○ **妊婦のための支援給付の創設** (◎) 10万円相当の経済的支援 ⇒ 2の妊婦等包括相談支援事業との効果的な組合せによる支援 [令和7年4月制度化]

2. 全てのこども・子育て世帯への支援の拡充

○ **妊婦等包括相談支援事業の創設** [令和7年4月]

- ・ 様々な不安、悩みに応え、ニーズに応じた支援につなげる

○ **乳児等のための支援給付（こども誰でも通園制度）の創設**

- ・ 月一定時間までの枠の中で時間単位等で柔軟に通園が可能なる仕組み [令和8年4月給付化] (◎)

○ **児童扶養手当の第3子以降の加算額の引上げ** [令和6年11月分から]

3. 共働き・共育ての推進

○ **出生後休業支援給付**（育休給付率を手取り10割相当に）

- ・ 子の出生後の一定期間に男女で育休を取得することを促進 (◎) [令和7年4月]

○ **育児時短就業給付**（時短勤務時の新たな給付） (◎)

- ・ 2歳未満の子を養育するため、時短勤務中に支払われた賃金額の10%を支給 [令和7年4月] [令和8年10月]

○ **育児期間中の国民年金保険料免除措置の創設** (◎)

※これらのほか、産後ケア事業の提供体制の整備、教育・保育施設の経営情報の見える化、ヤングケアラーに対する支援の強化等を実施。



給付等を支える財政基盤の確保と見える化の推進

○ **支援金制度の創設** ～少子化対策に受益を有する全世代・全経済主体が子育て世帯を支える新しい分かち合い・連帯の仕組み～

- ・ 令和8年度に創設、令和10年度までに段階的に導入（8年度0.6兆円、9年度0.8兆円、10年度1兆円※）。医療保険料とあわせて徴収

※支援納付金総額のうち公費負担分を除いた被保険者・事業主の拠出額の目安

- ・ 歳出改革と賃上げによって実質的な社会保険負担軽減の効果を生じさせ、その範囲内で構築

- ・ 令和6～10年度の各年度に限り、つなぎとして子ども・子育て支援特例公債を発行

○ **こども・子育て政策の見える化の推進**

- ・ 令和7年度に子ども・子育て支援特別会計の創設（子ども・子育て支援勘定、育児休業等給付勘定）

給付拡充と財政基盤の確保を一体的に整備

子ども・子育て支援金制度

「加速化プラン」における少子化対策の抜本的強化に当たり、子育て世帯を支える新しい分かち合い・連帯の仕組みとして、少子化対策に受益を有する全世代・全経済主体に、医療保険の保険料とあわせて、令和8年度から拠出いただく。

1. 子ども・子育て支援法

- 政府は、支援納付金対象費用に充てるため、令和8年度から毎年度、医療保険者から支援納付金を徴収する。



【支援納付金対象費用】（給付・事業ごとに充当割合を法定）

- ① 児童手当 (R6.10～)
- ② 妊婦支援給付金 (R7.4～)
- ③④ 出生後休業支援給付金・育児時短就業給付金 (R7.4～)
- ⑤ こども誰でも通園制度(乳児等支援給付) (R8.4～)
- ⑥ 国民年金第1号被保険者の育児期間中保険料免除 (R8.10～)
- ⑦ 子ども・子育て支援特例公債の償還金等

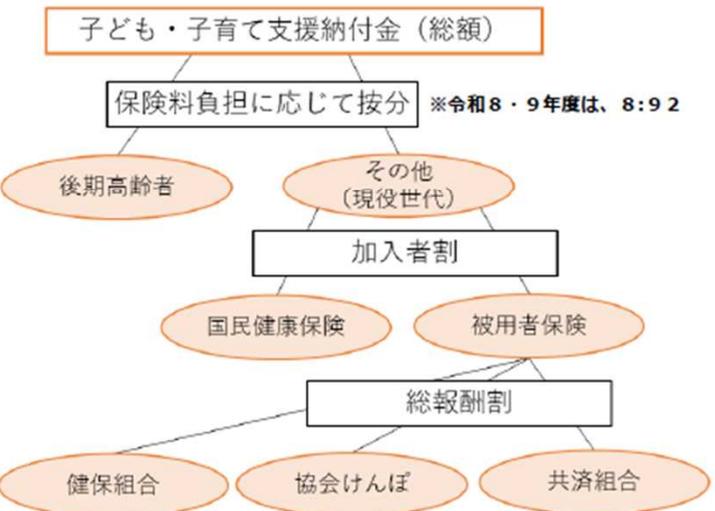


☆こども一人当たり平均の給付改善額
(高校生年代までの合計)は
約146万円

- ※国の事務は社会保険診療報酬支払基金において実施。
- ※令和6～10年度までの財源は、子ども・子育て支援特例公債の発行により賄う。
- ※支援納付金に関する重要事項については、こども家庭審議会の意見を聴取する。

2. 医療保険各法等

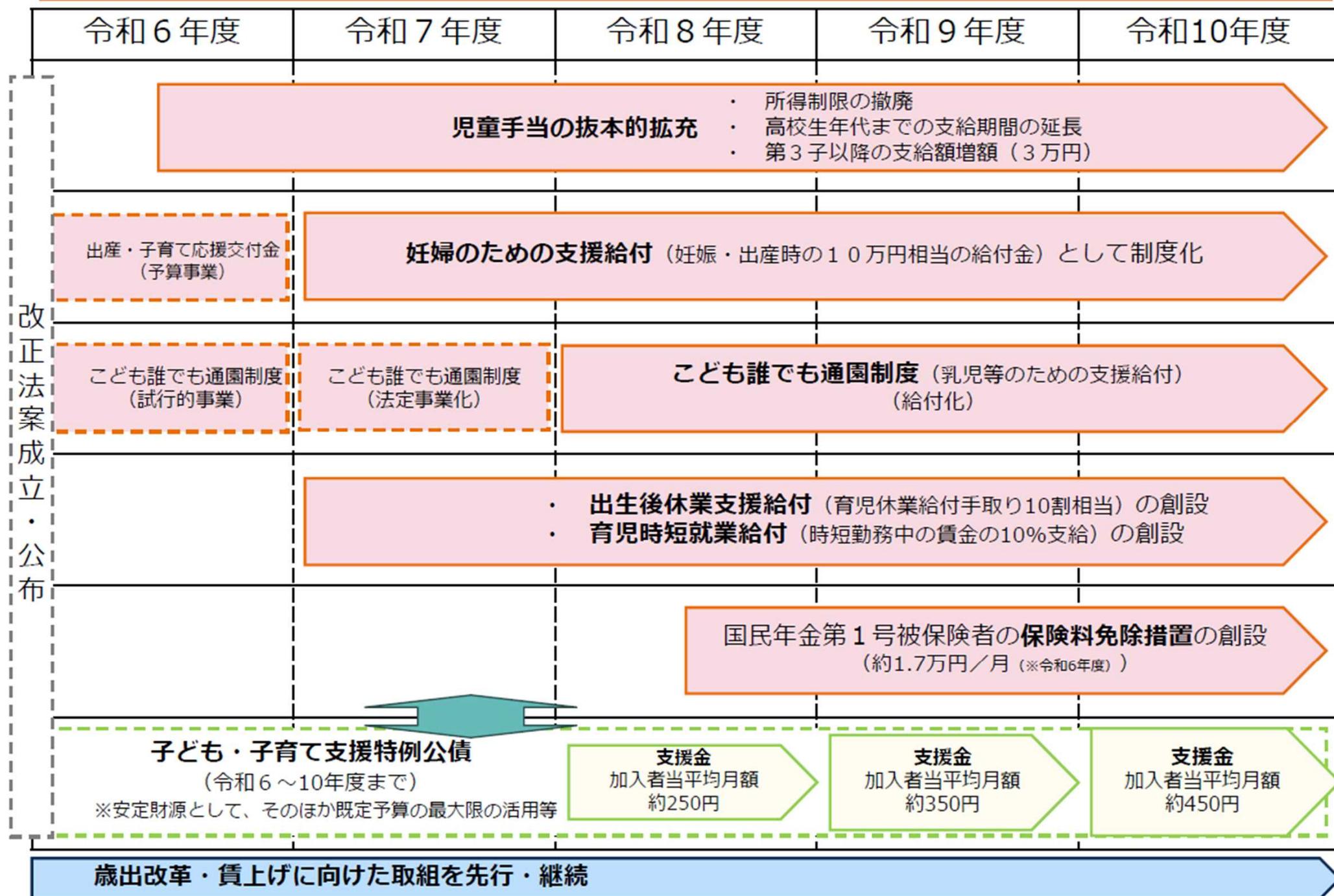
- 医療保険者は、医療保険制度上の給付に係る保険料や介護保険料とあわせて、子ども・子育て支援金を徴収する。
- ※ 健康保険法において、保険料の規定に、一般保険料率と区分して子ども・子育て支援金率を規定。子ども・子育て支援金率は、政令で定める率の範囲内において、保険者が定める（総報酬割であることを踏まえ、実務上、国が一律の率を示す）。
- 医療保険制度の取扱いを踏まえ、支援金の被保険者等への賦課・徴収の方法、国民健康保険等における低所得者軽減措置、医療保険者に対する財政支援等を定める。
- ※ 国民健康保険においては、18歳以下の支援金均等割額の全額軽減措置を講ずる。



3. 改正法附則(経過措置・留意事項)

- 全世代型社会保障改革と賃上げによって実質的な社会保険負担軽減の効果を生じさせ、支援金制度の導入による社会保障負担率の上昇の効果がこれを超えないようにする。
- $$\left[\text{社会保障負担率} = \frac{\text{社会保険料負担}}{\text{国民所得}} \right]$$
- 令和8～10年度までの支援納付金の総額のうち被保険者又は事業主が全体として負担する具体的な額の目安(令和8年度概ね6,000億円、9年度概ね8,000億円、10年度概ね1兆円)
 - ※ 個々人の支援金額は加入する医療保険、世帯、所得の状況等によって異なるが、全加入者1人当たりの平均月額(見込み)は、令和8年度250円、9年度350円、10年度450円程度と推計

加速化プランの実施に向けたスケジュール（支援金制度関係）



支援納付金の総額

（充当事業の予算額として毎年度決定）

個人・事業主拠出の総額 1兆円 + 公費（※）の計 1.3兆円程度

※現行の医療保険に準じて、国保・後期の低所得者負担軽減等や、共済組合（公務員）の事業主負担分等のため所定の公費を投入。

後期高齢者とそれ以外の医療保険料負担総額により按分

後期高齢医療制度 とそれ以外

後期高齢者

【8.3%】 ※R10見込み。
R8・9は8%（法定）

後期高齢者以外 【91.7%】

1,100億円程度

（現行制度に準じた
低所得者への負担軽減あり）

※ 広域連合間においては、被保険者数、所得に応じて按分。

国保と被用者保険の加入者数により按分

国保と被用者保険

2,500万人

国保
【23%】

7,400万人

被用者保険
【68%】

3,000億円程度

（現行制度に準じた公費投入
及び低所得者への負担軽減あり）

※ 都道府県間においては、18歳以上被保険者数に応じて按分。

総報酬により按分

被用者保険間

3,800万人

協会けんぽ
【30%】

3,900億円程度

2,700万人

健保組合
【28%】

3,700億円程度

940万人

共済
組合等
【10%】

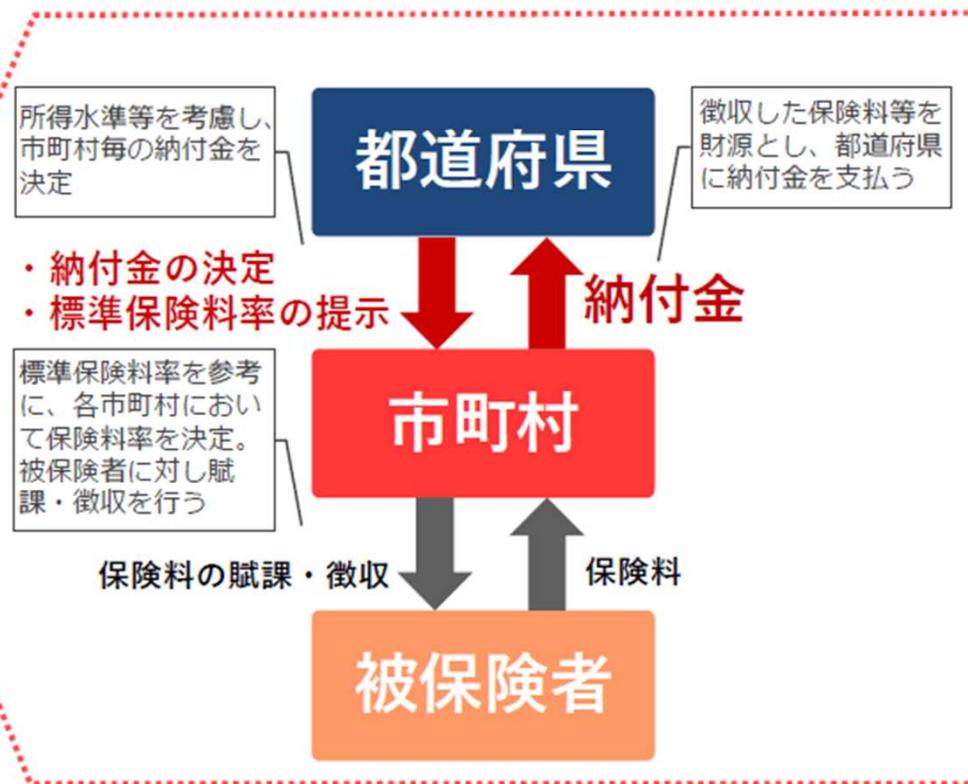
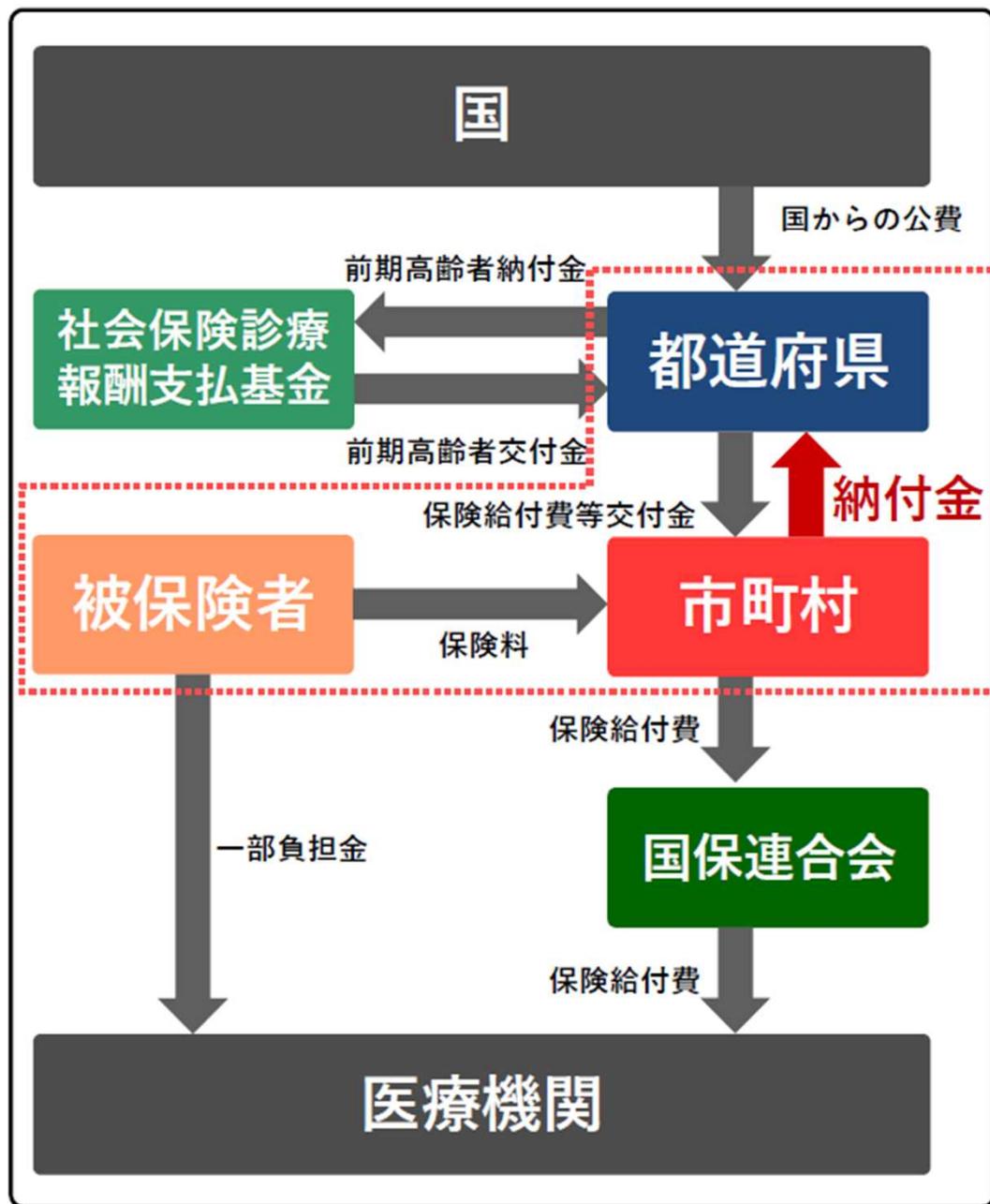
1,300億円程度

（労使折半）

事業主が0.4兆円程度を拠出

（共済組合（公務員）の事業主負担分は公費）

納付金の概要 (イメージ)



子ども・子育て支援納付金納付金の算定スキーム（案）

子ども・子育て支援納付金総額 (A)

- 療養給付費等負担金 (子ども分)
- 普通調整交付金 (子ども分)
- 都道府県繰入金 (子ども分)
- 財政安定化基金財政調整事業分 (子ども分)

保険料収納必要総額 (B) = 納付金算定基礎額 (C)

所得水準による調整

$$\times \frac{\{\beta (\text{応能のシェア}) + (\text{応益のシェア})\}}{(1 + \beta)}$$

調整係数による調整

$$\times \gamma$$

各市町村の納付金基礎額 (c)

- 財政安定化基金財政調整事業分 (各市町村への取崩分、子ども分)

各市町村の納付金 (d)

- 保険者支援制度 (子ども分)
- 過年度の保険料収納見込み (子ども分)

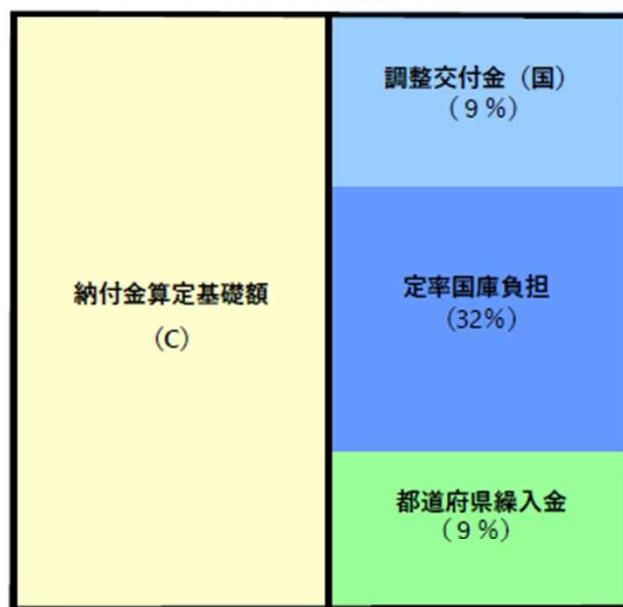
+ 条例減免に要する費用 (子ども分)

標準保険料率の算定に必要な保険料総額 (e)

$$\div \text{標準的な収納率 (s)}$$

調整後の標準保険料率の算定に必要な保険料総額 (e')

←..... 子ども・子育て支援納付金総額 (A)→



所得係数β:

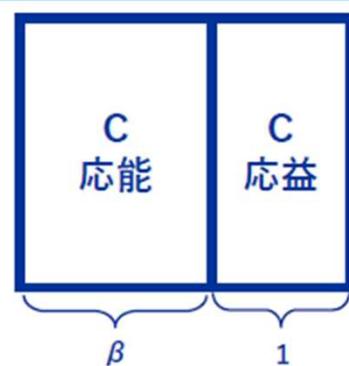
所得のシェアをどの程度反映させるかを調整する係数。都道府県の所得水準 (子ども含む) に応じて設定する。
※ 子ども分の所得実績が確定するまでは、医療分の所得を流用する予定。

応能シェア:

当該都道府県の所得総額に占める当該市町村の所得総額の割合 (子どもの所得を含む)

応益シェア:

当該都道府県の18歳以上被保険者総数に占める当該市町村の18歳以上被保険者数の割合



調整係数γ:

各市町村の納付金基礎額の総額を、都道府県の納付金で集めるべき総額に合わせるための調整係数 ($\gamma = C / \Sigma c$)

子ども・子育て支援金の賦課・徴収について

令和8年度から子ども・子育て支援金の拠出をいただくため、医療保険料とあわせた賦課・徴収の方法について、医療保険者等の関係者の意見を踏まえつつ、実務面の整理や、政令・府省令の整備等を進めていく。

基本的な方向性

- 医療保険者が被保険者から徴収する支援金は、医療保険料の賦課・徴収の方法を踏まえ、各医療保険者の支援納付金の額に照らし、保険者が設定。^{注1}
- 国民健康保険及び後期高齢者医療制度においては、低所得者に対する応益分支援金の軽減措置（医療保険と同様の所得階層別の軽減率（7割、5割、2割））、被保険者の支援金額に一定の限度（賦課上限）を設ける措置等を設けることとし、詳細は現行の医療保険制度に準ずる形で実施。
- 国民健康保険における支援金については、本制度が少子化対策に係るものであることに鑑み、こどもがいる世帯の拠出額が増えないよう、18歳に達する日以後の最初の3月31日以前までのこどもに係る支援金の均等割額の10割軽減の措置を講じる。^{注2}
- 医療保険者への財政支援として、医療保険制度における介護納付金の例を参考に、保険者の支援納付金の納付業務に係る事務費の国庫負担等、国民健康保険に関する定率負担・補助等の措置を講ずる。^{注3}

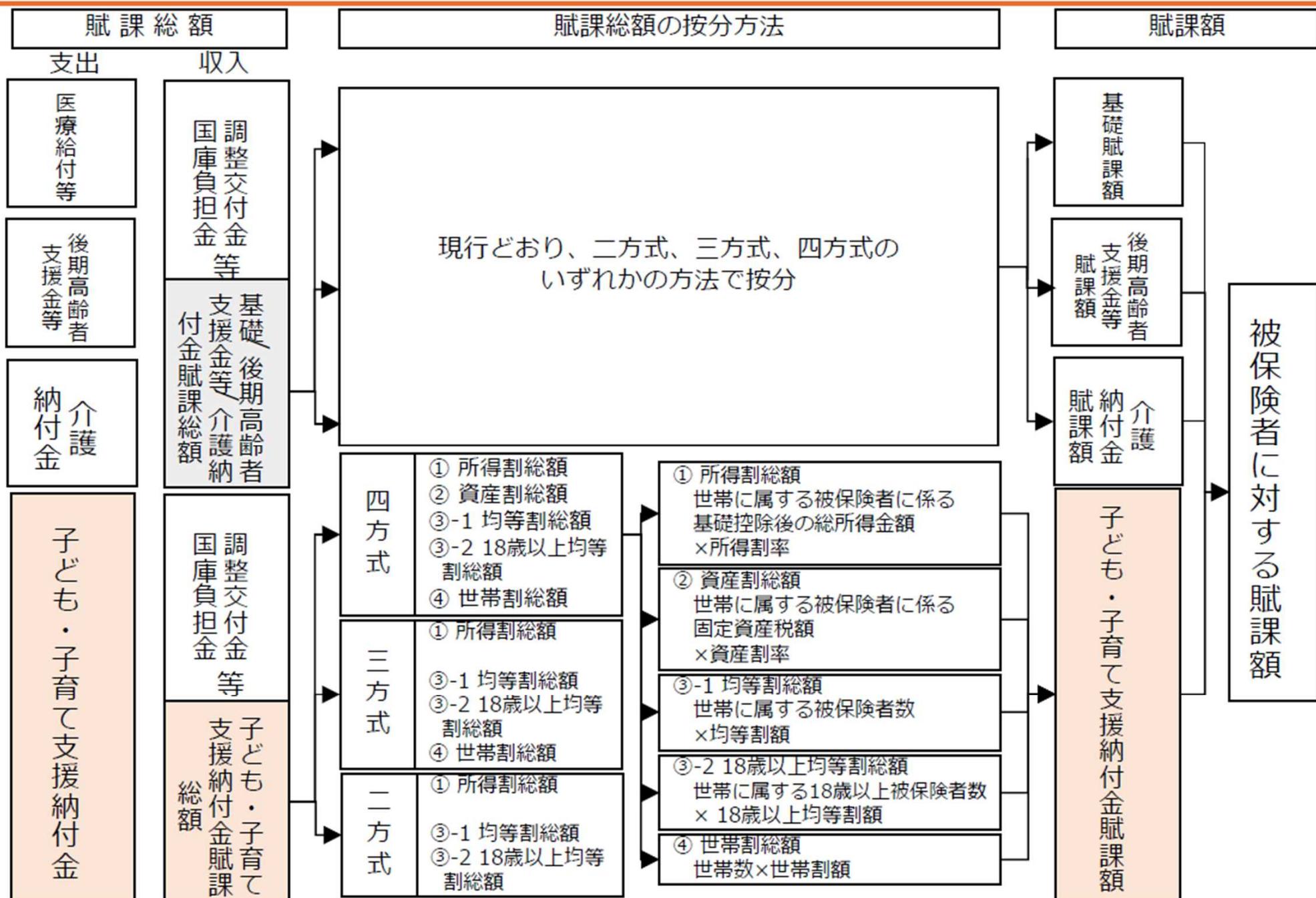
注1 被用者保険については、実務上、国が一律に示すこととする。

注2 未就学児の5割分は公費負担とし、未就学児の残りの5割分及び6歳以上18歳に達する日以後の最初の3月31日以前のこどもにかかる10割分については、対象となるこども以外の国民健康保険被保険者の支援金で支えることとし、引き続き政省令の整備等を検討。

注3 以下の措置等について、子ども・子育て支援法等一部改正法による医療保険各法の改正に基づき、引き続き政令・府省令の整備等を検討。

- 医療保険各法等に基づく医療保険者に対する事務費負担金等について介護納付金の例に倣い支援納付金分を追加計上。
- 国民健康保険組合に対する国による補助（特定割合の算定対象に支援納付金の納付に要する費用に対する国の補助の割合を追加）。
- 国民健康保険における、国・都道府県による定率の公費負担について、支援納付金の納付に要する費用を算定対象とする。
- 都道府県及び市町村が、支援納付金の納付に要する費用に対して補助又は貸付ができることとする。
- 国民健康保険及び後期高齢者医療制度における財政安定化基金の対象に支援金を含める。
- 国民健康保険において、支援納付金の納付に要する費用を調整交付金の算定対象とする。
- 後期高齢者医療制度における広域連合間の財政力の不均衡の調整は、支援納付金の算定時に行うこととする。
- 後期高齢者医療制度における災害時等の減免分について、調整交付金の交付対象として位置づける。

支援金制度導入後の国民健康保険制度（現段階のイメージ）



※ ③-1と③-2の区分については、18歳までのこどもの被保険者の均等割額の全額軽減に際して、まず均等割総額について公費による低所得者軽減等に要する額を控除した上で、その残額を18歳以上被保険者に賦課することとするため、均等割総額とは別に18歳以上均等割総額を設けている。

地方税法における子ども・子育て支援納付金分の保険料計算方法（案）

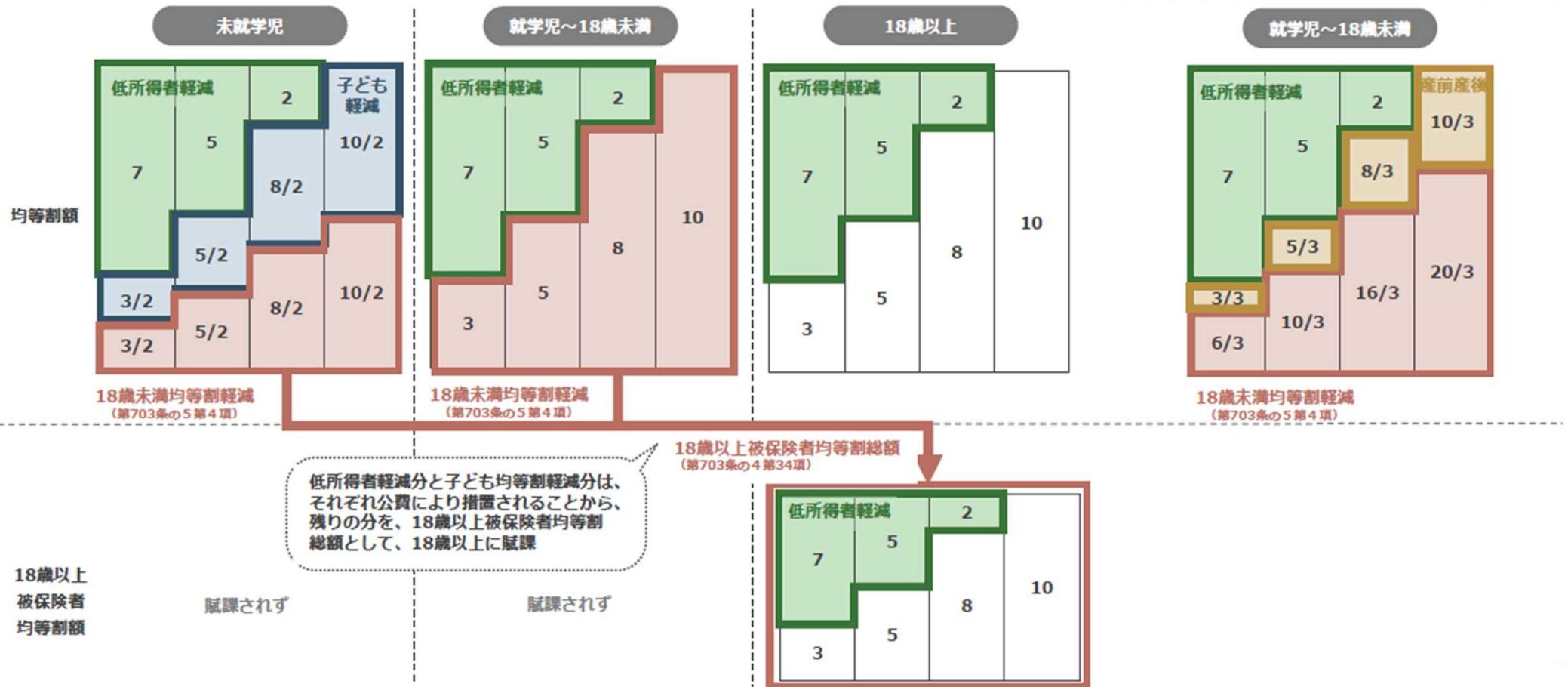
[18歳以上被保険者均等割総額]

= [18歳未満被保険者均等割軽減相当額の総額]

$$\begin{aligned}
 &= \left[\begin{array}{l} \text{未就学児に係る分} \\ \text{均等割相当額の合算額} - \text{低所得者軽減額の合算額} - \text{子ども均等割軽減額の合算額} \end{array} \right] \\
 &+ \left[\begin{array}{l} \text{就学児～18歳未満に係る分} \\ \text{均等割相当額の合算額} - \text{低所得者軽減額の合算額} \end{array} \right]
 \end{aligned}$$

■ 子ども・子育て支援納付金分の均等割及び18歳以上被保険者均等割のイメージ

[産前産後保険料軽減が適用される場合の賦課のイメージ]



支援金制度の施行に向けたスケジュール案（国民健康保険制度関係）

	R6年度		R7年度				R8年度	
	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	
こども家庭庁・厚生労働省	12月17日 補正予算成立	3月 国保標準仕様書 改訂版公開		・ 条例参考例	・ 政令、算定府 省令の公布 ・ 納付金算定ガ イドライン発出	・ 政令の公布 (賦課限度額、 地方税関係) ・ 告示の発出 (確定係数)		
支援金制度についての周知・広報								
国保中央会	要件整理	システム改修（納付金システム）		市町村事務処理標準システム改修に向けた検討・実施				
都道府県					R8納付金仮算定 R8納付金本算定	条例等改正 検証		
市町村 (事務処理標準 システムを使う 自治体)						条例等改正 検証	R8賦課 決定	
市町村 (上記以外のシ ステムを使う自 治体)		(R6からシステム改修に着手する場合)		システム改修に向けた検討・実施				
	所要額 調査①	R6補正 予算編成	所要額 調査②					条例等改正 R8賦課 決定
		(R7からシステム改修に着手する場合)		システム改修に向けた検討・実施				
		R7予算 編成※						

(※) 令和7年度からシステム改修を開始する自治体に対する補助は、こども家庭庁で本省繰越を行い、令和7年度に補助を行う。